

<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">版</p> <p style="margin: 0;">印</p>					
<p style="margin: 0;">あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>					
聴聞の件名					
予定される不利益処分の内容					
根拠となる法令の条項					
不利益処分の原因となる事実					
聴聞の期日	年 月 日 時 分 から				
聴聞の場所					
聴聞に関する事務を所掌する組織	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">名称</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所在地</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	名称		所在地	
名称					
所在地					

備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の開覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">職名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">連絡先</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	職名		氏名		連絡先	
職名							
氏名							
連絡先							
聴聞の公開の有無							